

16 役員報酬規程

平成 26 年 6 月 5 日改正

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本中学校体育連盟(以下「本連盟」という。)定款第 13 条及び第 26 条の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(報酬の支給)

第 2 条 当連盟の役員及び評議員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、この役員報酬規程の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(定例報酬の支給)

第 3 条 常勤役員の報酬は基本給・役職手当・扶養手当・通勤手当とする。

- 2 基本給は固定給とし、月額 25 万円以内とする。
- 3 役職手当は基本給の 100 分の 20 以内とする。
- 4 扶養手当は扶養者 1 人につき月額 2 万円とする。
- 5 通勤手当は役員が通勤のために有料の交通機関を利用(利用距離 1 キロメートル以上の場合に限る)する場合に月額を支給する。

(定例報酬の支給)

第 4 条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程(以下「給与規程」という。)に準ずる。

(特別手当)

第 5 条 常勤役員について、原則として特別手当を支給する。

- 2 特別手当の支給率は基本給の 3.5 ヶ月以内とする。
- 3 特別手当の支給日、支給方法並びに特別手当より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金は、最終月額基本給に別表の支給率を乗じた額とする。ただし、在職期間は当初就任日より起算して 8 年間を上限とする。

支給率表

在職年数	1 年	2 年	3 年	4 年
支給率	1.0	2.0	3.0	4.0
在職年数	5 年	6 年	7 年	8 年
支給率	5.0	6.0	7.0	8.0

(公表)

第7条 本連盟は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

- 1 この規程は、公益法人の設立の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 平成26年6月5日改正